

## 「観光活性化標識ガイドライン案」に対する主な意見とそれに対する国土交通省の考え方

頂いたご意見	国土交通省の考え方
<p><b>■ガイドラインの適用範囲について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人に限らず、ハンデを持った方の誘導や案内はソフトと連動すべきと考えるが、このガイドラインは、ハード・空間整備に限定されたものなのか。</li> <li>内容が一般論すぎて「観光」「外国人」だから、という内容が乏しい感じがする。</li> </ul> <p><b>■案内標識の表示方法について</b></p> <p><b>○表記方法について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの観点から、日本語や英語よりもまずピクトグラムを優先させることが重要であるため、表記方法の記入順を明確にピクトグラム、日本語、英語の順とすべきではないか。</li> <li>必要により、点字や音声等の案内も検討してほしい。</li> </ul>	<p>・「第1章 2. 観光情報の提供手段」に、観光情報の提供手段は多岐にわたり、その長所・短所は異なるため、適材適所で使い分けて相互に補完させることが必要としています。</p> <p>その上で、本ガイドラインでは、徒歩や公共交通機関によって移動する観光客の多くが必要とする観光情報を現地において提供することができる案内標識について、整備の際に留意すべき事項をとりまとめております。</p> <p>・第2章の冒頭に述べているように、観光客は交通機関旅客施設内の標識や道路標識等の多数の人を対象とする案内標識から、観光資源への案内など主に観光客を対象とする案内標識まで、様々な案内標識を区別することなく利用しています。</p> <p>本ガイドラインを作成するにあたって、案内標識に関する現状の課題を抽出するため全国10箇所で行った共同点検を実施しました。そこから抽出された課題は、主に不適切な表示や配置がなされていることで、これらを解決するためには、案内標識の整備に関する基本的な考え方を確立するとともに、地域全体の戦略的な案内標識の整備を推進することが重要であると考え、このようなガイドラインをとりまとめたものです。</p> <p>・ご指摘のように、ユニバーサルデザインの観点から、ピクトグラムの重要性は非常に大きいと認識しているため、本ガイドラインにおいては、日本語、英語、ピクトグラムの3種類による表記を基本としました。</p> <p>なお、ピクトグラムは一般案内用図記号検討会が策定した標準案内用図記号または、オストメイトの図記号等、標準的に使用されている図記号の使用を原則としていますが、それらは、すべての情報を網羅しているわけではないので、案のような順としております。</p> <p>・「第2章 3. 案内標識の表示方法（1）表記方法」に、必要に応じて音声案内等の活用を検討すると表記しており、上記同様、採用の可否については、各観光地で検討されるべき事項と考えています。</p>

## 「観光活性化標識ガイドライン案」に対する主な意見とそれに対する国土交通省の考え方

頂いたご意見	国土交通省の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語と英語表記を基本とするとしているが、現存する案内標識の多くが中国語や韓国語を併記しているので、これらも採用すべきではないか。 特に「ひらがな」「カタカナ」または「英語」の地名、駅名、路線名などには、中国人が理解しやすいよう、当て字でも良いので、漢字表記を義務づけるべきではないか。(同様2件)</li> <li>・ 外貨両替可能施設のピクトグラムをつくるべきではないか</li> <li>・ 外貨を両替できる施設とできない施設、国内空港と国際空港の各々を区別できるピクトグラムを作成しガイドラインに例示してはどうか。</li> <li>・ ピクトグラムによる表記を基本としているが、その認知度の検証について方針を検討しているのか。 (「鉄道駅」のピクトグラムは日本語の案内があるため「駅」と理解できるが、ピクトグラム自体は「鉄道」と判断してしまう。)</li> <li>・ ピクトグラムを指して「図記号」と「記号」の2種類の語句を用いられているが、単に「記号」では広義にはサインそのものを指してしまうため、全て「図記号」に統一すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内標識は提供できる情報量が限られているため、表示面が繁雑にならないよう、日本語、英語、ピクトグラムによる表記を基本としています。 ただし、ガイドラインでは必要に応じて多言語表記の活用も検討するとしており、採用の可否については、各観光地で検討されるべき事項と考えています。 なお、現在のところ、ひらがなやカタカナで表記された固有名詞を当て字で表記する手法は確立されていないため、当て字で表記することは混乱を招く恐れがあり、望ましくないと考えています。</li> <li>・ 本ガイドラインでは、ピクトグラムについては一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号または、オストメイトの図記号等、標準的に使用されている図記号の使用を原則としています。 ご指摘の外貨両替施設については、標準案内用図記号の中に定められていることから、それを使用すればよいと考えています。</li> <li>・ ピクトグラムは国際的に通用する情報提供手段としても重要であると認識していることから、今後、別途検討していきたいと考えています。</li> <li>・ 「鉄道駅」のピクトグラムは一般案内用図記号検討委員会が実施した理解度調査(2000年8月、被験者770名)で100点満点中89.1点と高い評価を得ていることからこのままでよいと考えています。</li> <li>・ ご意見を踏まえて、すべて図記号に統一します。</li> </ul>

## 「観光活性化標識ガイドライン案」に対する主な意見とそれに対する国土交通省の考え方

頂いたご意見	国土交通省の考え方
<p><b>○レイアウトについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字やピクトグラムのスケールについて記載してあるが、視認性を確保する上では、視距離に応じて各要素のスケールを一定以上とすれば足り、要素間での比率を規定する必要はないのではないか。</li> <li>文字やピクトグラムのスケールについて、ピクトグラムを優先するために、ピクトグラムに比して文字を必要以上に大きく書くと、設置意義が失われる旨加筆すべきではないか。</li> </ul> <p><b>■その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(平成13年8月)において定義されている「サインの種別」と本ガイドライン案の案内標識に関する用語の定義が類似の単語を用いながら、意図する内容が異なるように見受けられる。 案内標識の配置計画策定者等の無用な混乱を避ける配慮が必要と思われる。</li> <li>案内標識の照明について環境へ配慮した風力発電(太陽光発電併設)の採用を検討してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインに示している「3倍」や「3/4」という数字は、視距離に応じて判読できるために通常有効な文字やピクトグラムのスケールとして、これまでに検討された結果から設定したものであり、案内標識のレイアウトを検討する際に、有効であると考えています。</li> <li>本ガイドラインでは、「ピクトグラムは英語の3倍以上」と記載しており、ピクトグラムに比して文字が必要以上に大きくなることはないと考えています。</li> <li>「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」では、公共交通機関の一般利用客が利用する案内標識を対象としていますが、本ガイドラインでは、観光客の多くが利用するすべての案内標識を対象としています。 よって、両ガイドラインの対象者は異なっており、観光情報を提供する案内標識においては、情報提供手法ごと分類した指示、同定、図解の3種類が分かりやすいと考えています。</li> <li>本ガイドラインは、案内標識の公共的意義から案内標識の表示方法や設置の仕方等整備の際に留意すべき事項を取りまとめたものであり、案内標識の構造等については言及していません。指摘の点については、今後はその必要性も含めて検討していきたいと考えています。</li> </ul>